

環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

(平成27年8月25日告示第139号)

改正 平成28年1月15日告示第9号 平成29年6月30日告示第88号
平成31年1月4日告示第1号 令和3年2月24日告示第40号
令和5年3月14日告示第30号

環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年告示第129号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律78号）第3条第3項第3号に規定する事業を実施するため、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知）及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長。以下「実施要領」という。）並びに千葉県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け安農第69号）に定める環境保全型農業直接支払交付金（以下「交付金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付金の対象者）

第2条 交付金の対象者は、実施要領第1に規定する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる

者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、状を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(対象事業及び交付単価)

第3条 交付金の対象となる事業及び交付単価は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者は、環境保全型農業直接支払交付金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前項の申請について、審査の上適正であると認めたときは、環境保全型農業直接支払交付金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第6条 交付金の交付決定を受けた者が、規則第7条第1項第1号又は第3号に規定する承認を受けようとするときは、環境保全型農業直接支払交付金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、環境保全型農業直接支払交付金変更（中止・廃止）承認通知書（別記第4号様式）を申請者に通知するものとする。

第7条 交付金の交付決定を受けた者が、規則第19条の規定により補助金の全部又は一部を概算払により交付を受けようとするときは、環境保全型直接支払交付金概算払交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 交付金の交付決定を受けた者は、事業完了後速やかに事業の成果を記載した環境保全型農業直接支払交付金実績報告書（別記第6号様式）を作成し、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付確定）

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地確認等を行い、適当と認めるときは、交付金の額を確定し、環境保全型農業直接支払交付金交付確定通知書（別記第7号様式）により当該農業者等に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 前条の交付確定を受けた者は、環境保全型農業直接支払交付金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出するものとする。

（交付金の返還）

第11条 市長は、交付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該交付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 交付金の対象となる事業の要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 申告に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 交付事業等に交付すべき交付金等の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（帳簿の保管）

第12条 交付金の交付を受けた者は、交付金に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（暴力団密接関係者）

第13条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、国及び千葉県の交付金の取扱いの例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成28年1月15日告示第9号）

この告示は、平成28年1月15日から施行する。

附 則（平成29年6月30日告示第88号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年1月4日告示第1号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年2月24日告示第40号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	対象	取組内容	対象作物	交付単価
共通 取組	1 有機農業	国際水準の有機農業（有機JAS）に合致し、化学肥料及び農薬を用いない農業の取組	全作物（そば等雑穀飼料作物を除く。）	10 アール当たり限度額12,000円（炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合は、2,000円を加算）。ただし、土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかを実施すること。
			そば等雑穀飼料作物	10 アール当たり限度額3,000円。ただし、土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかを実施すること。
	2 カバークロープ	化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減し、主作物の栽培期間の前後のいずれかに土壌にす	全作物	10 アール当たり限度額6,000円

		き込むことを目的に緑肥等を作付けする取組		
3 堆肥の使用	化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減し、主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組	全作物	10 アール当たり限度額4,400円(水稻で豚ふん堆肥又は牛ふん堆肥を10アール当たりでおおむね0.5トン以上1.0トン未満施用する場合は、10アール当たり限度額2,200円)	
4 リビン グマルチ	化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減し、主作物の畝間に麦類又は牧草等を作付けする取組	畑作物	10 アール当たり限度額5,400円(コムギ、オオムギ又はイタリアングラスの種子を使用する場合は、10アール当たり限度額3,200円)	
5 草生栽培	化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減し、園地に麦類や牧草等を作付けする取組	果樹及び茶	10 アール当たり限度額5,000円	
6 不耕起 播種	化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減し、耕起をせずに播種を行う取組	麦(小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦)、大豆	10 アール当たり限度額3,000円	
7 長期中 干し	化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減し、溝切りを原則実施した上で14日以上の中干しを行う取組	水稻	10 アール当たり限度額800円	

	8 秋耕	化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減し、春の田越こしをせずに、秋（稲の収穫後）に、田を耕す取組	水稻（次期作は、必ず水稻であること。）	10 アール当たり限度額 800 円	
特認 取組	9 冬期湛 水管理	化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減し、冬期間の水田に水を張る取組	水稻	有機質肥料施用、畦補強等を実施した場合	10 アール当たり限度額 8,000 円
				有機質肥料施用、畦補強等が未実施の場合	10 アール当たり限度額 7,000 円
				有機質肥料未施用、畦補強等を実施した場合	10 アール当たり限度額 5,000 円
				有機質肥料未施用、畦補強等が未実施の場合	10 アール当たり限度額 4,000 円
	10 江の設置	化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減し、中干し期間内に、水生生物が生息できる堀を水田の畦畔沿いに設置する取組	水稻	10 アール当たり限度額 4,000 円（作溝未実施の場合は、10 アール当たり限度額 3,000 円）	

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

富里市長 様

農業者団体名・個人名

（住所）

（代表者）

⑩

（連絡先）

環境保全型農業直接支払交付金交付申請書

環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けたいので、富里市補助金等交付規則第5条第1項及び環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第4条の規定により、交付申請します。

記

1 支援対象取組

区 分	対象面積	交 付 額
カバークロップ	a	円
堆肥の施用	a	円
有機農業	a	円
リビングマルチ	a	円
草生栽培	a	円
江の設置	a	円
合 計	a	円

2 事業着手年月日 年 月 日

3 事業完了年月日（予定） 年 月 日

4 添付書類

- ・有機農業の取組で有機JASを受けた者の場合は、認定書の写し
- ・口座通帳（写し）（共同販売経理を行っている集落営農組織にあつては、代表者名義の通帳に限る。）

第2号様式（第5条関係）

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



環境保全型農業直接支払交付金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった環境保全型農業直接支払交付金について、富里市補助金等交付規則第6条及び環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第5条の規定により、通知します。

記

1 交付決定額 円

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者

住 所

氏 名

⑩

環境保全型農業直接支払交付金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け指令第 号により交付決定のあった環境保全型農業直接支払交付金について、下記のとおり事業内容の変更（中止・廃止）承認を受けたいので、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容

- 2 変更（中止・廃止）の理由

- 3 添付書類
 - (1) 変更（中止・廃止）の内容が分かる書類

第4号様式（第6条関係）

環境保全型農業直接支払交付金変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

年 月 日

様

富里市長



年 月 日付けで変更承認申請のあった環境保全型農業直接支払交付金について、次のとおり決定したので、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第6条第2項の規定により、通知します。

記

1 事業年度	年度
2 事業等名称	環境保全型農業直接支払交付金
3 交付決定額	円
4 変更後交付決定額	円

年 月 日

富里市長 様

申請者
住 所
氏 名 ⑩

環境保全型農業直接支払交付金概算払交付請求書

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定のあった環境保全型農業直接支払交付金について、概算払を受けたいので、富里市補助金等交付規則第19条第2項及び環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第7条の規定により、請求します。

記

事 業 年 度	年度
交 付 決 定 額 ①	円
既 交 付 済 額 ②	年 月 日 円
	年 月 日 円
	年 月 日 円
	計 円
今 回 請 求 額 ③	
交 付 金 等 交 付 決 定 額 ① - ② - ③	円

備考 既交付済額には、既に概算払（前金払）を行っている場合、その交付年月日及び交付金額を記入すること。

【交付金等の振込先】

金 融 機 関 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
(フリガナ) 口 座 名 義 人	

年 月 日

富里市長 様

報告者 (住所)
(氏名) (印)
(連絡先)

環境保全型農業直接支払交付金実績報告書

年 月 日付け指令第 号をもって交付の決定を受けた、環境保全型農業直接支払交付金について、富里市補助金等交付規則第15条及び環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第8条の規定により、必要書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 円

2 添付書類

- ・購入種子の購入量を証明する購入伝票等及び標準的な播種量を証明するカタログ等の写し（カバークロップ、リビングマルチ及び草生栽培の場合）
- ・生産記録（実施状況報告時に見込みで提出した場合）
- ・取組の実施状況が確認できる写真等

第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長



環境保全型農業直接支払交付金交付確定通知書

年 月 日付けで提出のあった環境保全型農業直接支払交付金実績報告書について、富里市補助金等交付規則第16条及び環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第9条の規定により、額を確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

年 月 日

富里市長 様

請求者 (住所)
(氏名)
(連絡先)

㊞

環境保全型農業直接支払交付金交付請求書

年 月 日付け達第 号で額の確定のあった環境保全型農業直接支払交付金について、富里市補助金等交付規則第18条及び環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付請求額 円
- 3 振込先

金融機関名	支店名	口座種別
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	口座名義人	
	フリガナ	
	氏名	